

はじめに

人生は何が起こるかわかりません。

みなさんは、何か困ったことが起きたとき、どうしますか？

ひとりでなんとかする、友達や家族、学校の先生、知り合いに相談する。内容によっては、どうしていいかわからないことや人に相談しづらいこともあるかもしれません。

家族のこと、学校のこと、お金のこと、仕事のこと、住まいのこと、付き合っているパートナーとのこと、体調のこと、妊娠^{にんしん}や出産のこと、子育てや介護、障害に関することなど、人は誰^{だれ}しも、生活する中で困りごとを抱える可能性があります。

そんなときに思い出してほしいのが**社会保障制度**^{しゃかいほしょうせいど}です。

社会保障制度と聞くと、年金や医療を思い浮かべるかもしれませんが、そのほかにもたくさんの制度があります。

この本では、10代から40代の登場人物10人のエピソードを通して、さまざまな社会保障制度をお伝えしていきます。

社会保障制度の役割って？

そもそも、社会保障制度はどのような役割をもっているのでしょうか？ その答えは憲法にあります。

第二次世界大戦後の1947(昭和22)年に日本国憲法が施行されました。憲法の第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあります。

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は「生存権」と呼ばれ、わたしたち一人ひとりの生存権を実現するために整備されたのが社会保障制度です。

社会保障制度を利用することは、わたしたちにとっての権利なのです。

知らなければ、利用できない

とはいえ、社会保障制度の存在を知らなければ、利用することができません。義務教育で社会保障制度について学ぶ機会が乏しいため、多くの人は社会保障制度について詳しく知らないまま大人になっていきます。大人もよく知らない人が多いのですから、中高生のみなさんが知らないのは当然です。

さて、自己紹介が遅くなりましたが、わたしは、大学卒業後、社会福祉士という資格をとり、生活の困りごとや悩みごとを抱えている人が、それを解決できるようにお手伝いをする仕事を

してきました。

わたしが出会った人の中には「もっと早く社会保障制度を利用していたら……」と感じる人も多くいらっしゃいました。

例えば、次のような人たちです。

- ❖ 病気で働けなくなり、家賃を払えなくなるも、家賃をサポートしてくれる制度を知らず、アパートを追い出されてしまった30代男性
- ❖ 医療費が軽減される制度を知らなかったため、体調が悪くてもお金が心配で病院にかからず、病状が悪化してしまい、治療の施^{ほどこ}しようがなくなってしまった50代女性
- ❖ 子育てをサポートしてくれる制度を知らず、長く勤めた会社を辞めなくてはならなくなった、ひとりで子育てをしている20代女性
- ❖ 住む場所がない場合に利用できる制度があることを知らず、ネットカフェで暮らすことになった40代男性
- ❖ 収入が少なく生活に困った場合に利用できる生活保護という制度について、「若い人は利用できない」という誤ったネットの情報を信じてしまい、制度を利用せずに生活に困ってしまい、万引きをしてしまった20代男性

社会保障制度を知らず、困ってしまうことを防ぐためには、国や自治体が社会保障制度の情報を必要な人に届ける、利用しやすくするための取り組みを行うことがとても重要です。し

かし、この本を書いている2022年現在、日本全国各地でそのような取り組みが積極的に行われているかという点、残念ながらそうではありません。

自分や自分の身の回りの人の生活や命を守るために、できれば義務教育を終えるまでに、社会保障制度について知ってもらいたい。そう思い、本書に『15歳からの社会保障』というタイトルをつけました。

知っていることは、自分や身の回りの 誰かを助けることにつながる

わたしも、社会保障制度を利用した経験があります。

中学生のときに難病になり、難病の子どもにかかる医療費を助けてくれる制度（小児慢性特定疾病医療費助成制度）を利用しました。

この制度を教えてくれたのは、病院の看護師長さんでした。おかげで、わたしの医療費を支払っていた両親はとても助けられました。

わたしの家族が看護師さんから制度を覚えてもらったように、社会保障制度について知っていることで、自分はもちろんのこと、身の回りの人が困ったときに、「こんな制度があるよ」と伝え、助けることもできるのです。

あなたに困ったことが起きたとき、また、大切な誰かがピンチに陥ったときに、社会保障制度の知識が助けになり、力になることがきっとあるはずです。

あなたを大切に思いサポートしてくれる 人や仕組みが社会には存在している

人生を生きていく中で、困り、悩み、追い詰められてしまったとき、そうなった理由を自分のせいにして、自分を責めてしまうことがあるかもしれません。

自分ひとりではどうしようもできない悩みや困りごとを抱え、自分のことを誰にも理解してもらえないと孤独感を抱き、自分は価値のない存在だと思ってしまうことがあるかもしれません。

今まさにそのような思いで、この本を読まれている方もいるかもしれません。

もしそのような状況にあったとしても、あなたを大切に思い、サポートしてくれる人や仕組みが社会に存在していることを、忘れないでいてください。

この本に登場する、10代から40代の登場人物はみなそれぞれ、日常生活においてピンチに見舞われますが、社会保障制度を利用し、対処していきます。

この一冊の本ですべての社会保障制度を紹介することはで

きませんが、巻末に参考書籍やウェブサイトなども紹介していますので、さらに深く知りたければ、ぜひ見てみてください。

この本が「こんなときはたしか、あの社会保障制度を利用できたはず……」と、これから先、みなさんが思い出すきっかけになったら、とてもうれしいです。

それでは、一人目の物語に入っていきます。

1

ケガで仕事を休まなくてはならず、
医療費と生活費に困ったユウジ

011

電気機器メーカーで
働くユウジに
突然訪れた悲劇病気やケガによって
生じる生活の不安医療ソーシャル
ワーカーとの出会い公的な医療保険と
医療費の負担の
割合って？医療費・生活費を
サポートしてくれる
制度がある申請主義
自分で調べて
申請の手続きをしないと
制度は利用できない

コラム1

ソーシャルワーカーって
どんな人？

2

アルバイトができなくなり、
生活費や家賃の支払いに不安を抱えているサトシ

029

アルバイトで生活費を
かせぐ大学生のサトシ

持病の悪化

主治医からの提案

お金や生活のことで
困ったときに
相談できる場所がある自立相談
支援機関って？住居確保給付金
家賃をサポートしてくれる高等教育の
修学支援新制度
奨学金に加え、授業料や
入学金の負担が軽くなる無料低額
診療事業お金に困ったときに
無料または低額で
病院にかかれる卒業
理学療法士の道へ

3

住む場所がなく、食べるものに困ったシンジ

047

繁華街のゴミ箱に
手を伸ばすシンジがネットカフェで
暮らすようになったワケ

支援団体との出会い

相談するということは、
他人の知恵を借りること

生活保護は
働けると利用できないの？
扶養照会とは？

国が定めている
生活費の基準額がある
生活保護は、この社会に
生きる人の権利

4

高校生で妊娠し、生活に困ったママ

065

生理が
遅れていることを
気にしている
高校生のママ

妊娠について
相談ができる場所

にんしんSOSの
相談員との出会い

最初に
病院にかかるとき、
いくらかかるの？

ママの気持ち

産婦人科への受診

産む・産まないを
決める期限、
育てることができない
場合の選択肢がある

父と母の支え

リキヤからの回答

絶望のママ

未婚の母になる決意

出産や育児に関する
相談ができる場所
子育て世代包括支援センター

妊娠・出産をサポート
するお金に関する制度

学校に
妊娠の事実を伝える

妊娠したら高校やめなきゃ
いけないなんて、おかしい

養育費
リキヤの責任

出産、そして新生活へ

産後うつ
みんなに可能性がある

産後の親子を支える
制度やサービスがある

短大への進学、
保育士の夢に向けて

5

ひとりで子どもを育てることになったママ

093

突然訪れた妻の死
子どもたちの異変

スクール
ソーシャルワーカー？
スクールカウンセラー？

ひとりで子どもを育てて
いる人と子どもに対する
経済的なサポートがある

家事や育児の
サポートもある

市役所に行くのも
ひと苦労

役所には子育て家庭を
支援する課がある

子育て短期支援事業？
ファミリーサポート？

遺族年金
妻や夫が亡くなった場合に
受け取れる

6

発達障害の子どもを育てるジュンとマコ

111

単身赴任で
家族と離れ、
ひとりで暮らすジュン

幼少期のコウキ

マコの吐露

学校からの提案

発達障害について
調べる

発達障害者
支援センターに相談し、
病院を探す

病院受診

放課後等
デイサービス
障害のある子どもが
放課後等に通う施設

障害児相談支援事業所
サービス利用のための
計画づくりをお願いしたり、
さまざまな相談ができる

特別児童扶養手当
障害のある子どもを育てている
保護者に対して一定の
金額をサポートする制度

2年生になったコウキ、
働き方を変えた
ジュンとマコ

7

会社でハラスメントを受け、体調を崩したエミリ

129

食品メーカーで働く
エミリ

吉水課長の言動

課長からの叱責

同期の友人リエからの
LINE

はじめての欠勤

課長からのメール

リエからのアドバイス

心療内科への受診

自立支援医療制度
ってなに？

ハラスメントについて
相談ができる場所

人事部に
休職について相談

心配をかけたくなかった
母に報告

半年後のエミリ

コラム②

ハラスメントって
なに？

8

交通事故で車イスが必要な生活になったノブオ

151

運送会社の
トラックドライバーとして
働くノブオ

工作中的の事故
現実を受け入れられない
ノブオ

労災保険から
医療費と生活費の
支援を受けられる

リハビリ専門病院への
転院

障害福祉サービス
障害のある人が利用できる
制度の説明

退院後の仕事について

退院と退職

障害を抱えた人が
働くことを支援する
制度がある

障害年金

生活費の
サポートをしてくれる制度

IT企業との偶然の出会い

ノブオの新しい道

9

おばあちゃんと弟のお世話をしなければならないサクラ

171

高校受験を控えた
タツヤとサクラ

サクラの日課

サクラの家の事情

祖母の異変

タツヤの気づき

担任の
鈴木先生と
スクールソーシャル
ワーカーの柏木さんの
訪問

サクラたちとの対面

サクラの母の涙

誰かの
助けを借りることは
恥ずかしい
ことじゃない

コラム3

ヤングケアラーって
どんな人?

10

家族から暴力を受けているミュキとトモキ

191

小学5年生の
トモキの決心

トモキの家で起きた事件

ミュキの葛藤

家族だからといって
暴力は許される
ことではない

ミュキの決意

配偶者暴力相談
支援センター

一時保護施設(シェルター)
配偶者や恋人から暴力を
受けた人を一時的に隔離して
守るための施設

母子生活支援施設
一時保護施設(シェルター)の
あとの選択肢

住民票は? トモキの
小学校はどうするの?

保護命令

暴力の被害を受けた
配偶者を守る仕組み

生活保護制度の
申請を行う

母子生活支援施設での
サポート

コラム4

児童虐待・DVってなに?



ケガで仕事を
休まなくてはならず、
医療費と生活費に困った
ユウジ



電気機器メーカーで働くユウジに 突然訪れた悲劇

ユウジは社会人4年目の26歳。電気製品を製造する会社で営業職として働いている。

東京で梅雨明けのニュースが流れた日、営業部長から、近々社内で新商品開発プロジェクトのメンバー募集があると告げられた。将来、商品開発部で仕事をしたいと考えていたユウジは、腕試しをしたいと考え、エントリーを決めた。

翌日、ユウジは早速書店に行き、商品開発に関する書籍を買って店を出て、地下鉄へ向かおうと階段を数段降りた、そのときだった。階段をかけあがってきた4、5歳くらいの子どもが体勢を崩し、頭からうしろに倒れそうになった。とっさに、ユウジは腕を伸ばし、子どもを抱え込んだが、自分がバランスを崩し、頭を階段に打ちつけ、転げ落ちた。

気がつくと、ユウジは病院のベッドの上にいる。そばには母と、お付き合いをしているサキがいて、心配そうにこちらを見つめていた。

ユウジは救急車で運ばれ、入院が必要とされた。医師から告げられた診断名は急性硬膜外血腫^{きゅうせいこうまくがいけっしゆ}。後頭部をコンクリートに強く打ちつけたことで頭の中に血のかたまりができた。手術はせずすんだが、入院期間は1ヵ月と言われた。場合によっては、

リハビリの専門病院に移り、入院期間が長くなることもある。今後については、検査やリハビリの様子をみて考えていくとのことだった。

ユウジがかばった子どもは、ケガもなく無事だったとサキから聞かされた。

（ 病気やケガによって生じる 生活の不安 ）

「入院期間は1ヵ月」——医師の言葉を思い出し、ユウジはため息をついた。今まで病気もケガもなく過ごしてきたユウジにとって、長期間の入院ははじめてのことだった。

会社に迷惑をかけることへの申し訳なさ、新商品開発プロジェクトメンバー募集に間に合わないかもしれないという焦り、先々の不安がユウジを襲った。

入院1週間が経ち、リハビリにも慣れてきた頃、会社に復帰できる時期はいつなのか、それまで担当業務の引き継ぎをどうするか、医療費は全部でいくらかかるのかなど、今後について考えなければならないとユウジは思った。

両親はユウジが14歳のときに離婚した。母に育てられたユウジは、社会人になってから毎月の給料の1割を母に仕送りしていた。学費は奨学金しょうがくきんを借りたため、毎月の返済もある。生活は楽

なわけではなく、貯金は30万円もなかった。

医療ソーシャルワーカーとの出会い

そんなユウジの胸のうちを見すかしてか、仕事帰りに見舞いに来ていたサキが、ユウジにパンフレットを手渡した。「医療福祉相談室のご案内」と書かれている。

「お金のこととか仕事のこととか、相談に乗ってくれる場所が病院の中にあるみたいだよ。相談は無料って書いてあるし、1回話を聞いてみる？ よかったら、わたしも一緒に行くよ」

サキはゆっくりとした口調でそう言った。

医療ソーシャルワーカーというのははじめて聞く言葉だったが、無料で相談できるなら、一度話を聞いてみようと思つた。病棟の看護師さんびょうどうにお願いし、明日の予約をとった。

翌日、ユウジはサキとともに病院の1階にある「医療福祉相談室」を訪ねた。医療ソーシャルワーカーの井上さんという40代くらいの男性が対応をしてくれ、4人がけのテーブルが置かれている部屋に通された。

井上さんは、名刺を差し出し自己紹介をすると、医療費や生活費のこと、そのほか日常生活や仕事をするうえでの困りごとなどに対し、どんな解決方法があるかを一緒に考え、社会保障

制度の情報提供や利用の申請をサポートしてくれること、ここで話した内容はユウジの許可なく医者や看護師などほかの人に伝わることはない、と、ていねいに説明してくれた。

井上さんは「本日、こちらに来られた理由はどのようなことでしょうか?」と尋ねた。ユウジは、自分の入院の経緯、医療費や生活費の心配があることなどを伝えた。サキもユウジとの間柄について説明した。

井上さんはうなずき、「ご状況、心配に思われていることを率直にお話くださって、ありがとうございます。では、今日はまず、ユウジさんが利用できる医療費や生活費をサポートしてくれる社会保障制度について説明いたしますね」と言った。

「社会保障制度」という言葉はテレビやネットで目にすることはあったが、年金とか医療の話は、どこか自分と遠い世界の話のように感じていた。自分をサポートしてくれる社会保障制度について、ユウジは無知であったことに気づいた。

この日、井上さんが教えてくれた制度は2つあった。ひとつは医療費の支払いをサポートしてくれる高額療養費制度^{こうがくりょうようひせいど}、そしてもうひとつは、病気やケガで働けないときの生活費をサポートしてくれる傷病手当金^{しょうびょうてあてきん}だった。

公的な医療保険と 医療費の負担の割合って？

「医療費をサポートしてくれる制度について説明をする前に、公的な医療保険について説明をしますね」

井上さんは、そう前置きして話しはじめた。

「日本では、**国民皆保険**と言って、誰もがみな公的な医療保険に加入することになっています。自営業の人などは**国民健康保険**、会社に雇用されている人は**健康保険**。ユウジさんはお勤めの会社の健康保険に加入されていますね。それから、公務員の人は**共済組合の保険**。75歳以上の高齢者の方だけが加入する医療保険もあります。親に扶養されている子どもの場合などは、父親や母親が加入している医療保険に加入します」

ユウジは、大学で下宿をするときに持たされた保険証が母と同じものだったことを思い出した。それは当時、母の扶養に入っていたからだった。

「わたしたちはみな、どれかの医療保険に加入し、毎月、保険料を出し合っています。そして、病気やケガをして診察や検査や治療を受けたときにかかる医療費の総額の7～9割の額を加入している医療保険から払ってもらっています。例えば、医療費の総額が10万円の場合、年齢や所得ごとに定められている負担の割合(1～3割負担)、つまりは、実際にわたしたちが払わなけ

ればならない金額は1～3万円ということになります」

「井上さん、あの……」。サキが遠慮がちに手をあげた。

「わたしの姉は去年子どもを産んだのですが、中学生までは医療費がかからないと言っていました。これは何の制度なんでしょうか？」

「お子さんの医療費が無料なのは、**乳幼児等医療費助成制度**（子ども医療費助成制度と呼ぶところもある）によるものだと思います。助成の内容などは市区町村ごとに違うので、出産を検討される方の中には、子どもへの助成が手厚いところに住みたいということで、助成の内容を比べて住む場所を決める方もいらっしゃいますよ」

「なるほどー。住んでいる市区町村で内容が違う制度もあるんですね。ありがとうございます」

サキは頭を下げ、井上さんは話を続けた。

「そして、負担の割合以外に決まっていることがもうひとつあります。わたしたちが病院などに支払う医療費の金額には、“この金額以上は払わなくていい”という上限の額が決められているんです」

井上さんは表をユウジとサキに見せながら説明した。

医療費・生活費を サポートしてくれる制度がある

高額療養費制度について、井上さんから受けた説明はこうだ。

高額療養費制度とは、医療費の金額が、年齢と課税所得額（税金の計算のもとになる収入などの金額）によって決められている金額を超えた場合、超えて支払った金額が戻ってくる制度で、公的な医療保険に入っている人であれば、誰でも利用できるとのこと。

井上さんが見せてくれたリーフレットにはこのような例が書かれていた[図1-1]。

自己負担限度額は
年齢と所得によって異なります

例)医療費30万円の場合

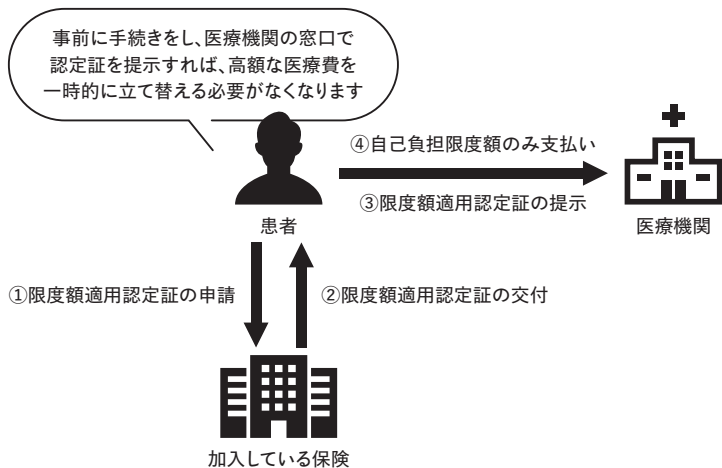


自己負担限度額を超えた分が
払い戻されます
(払い戻されるまでに約3ヵ月かかります)

[図1-1] 高額療養費制度で払い戻されるお金

井上さんの説明は続いた。

「あとから払い戻されてお金が戻ってくるとはいえ、戻ってくるまでにはだいたい3ヵ月前後かかります。となると、一時的にたくさんの金額を支払うことは大きな負担になる場合もありますよね。そんなときに利用してほしいのが、**限度額適用認定証**というものです。わかりづらい名前ですが、これを、保険証と一緒に病院の支払い窓口で提示することで、医療費の支払いが上限額まででよくなります。限度額適用認定証は、加入している公的な医療保険の窓口で申請し、発行してもらうことができます[図1-2]



【図1-2】 限度額適用認定証を病院の窓口で提出した場合

井上さんは、高額療養費制度について一通りの説明を終えると、「残念ながらユウジさんのケガの場合は該当しないのですが、医療費をサポートしてくれる制度は、高額療養費制度以外にも、いろいろなものがあるんですよ。病気やケガをした理由や病気の種類によって、医療費を軽減してくれる制度がありますので、参考までに資料をお渡ししますね」と言い、リーフレットを渡してくれた(221～223頁参照)。

リーフレットにはさまざまな制度の名前が並んでいた。

「続けて、生活費をサポートしてくれる制度について説明しますね。ユウジさんが利用できる制度は、**傷病手当金**という制度です」

これも今まで聞いたことがない言葉だった。

「傷病手当金は、病気やケガで仕事を休まなければならない際に、お給料が支払われないと生活に困ってしまいますので、仕事を休んでいる間の生活費を通算して1年半、健康保険から支払ってくれるというものです。1日あたりの支払われる金額は月のお給料÷30×2/3になります。ここで、ひとつ注意してほしいのは、傷病手当金は健康保険(被用者保険)に加入している人しか利用ができないということです。自営業の方などが加入する国民健康保険では傷病手当金は利用できないんです」

井上さんの説明を聞きながら、ユウジは今の自分にまさに必要な制度だと思った。

「生活費をサポートしてくれる制度も、医療費の支払いをサポートしてくれる制度と同じように、その方の状況によって、複数の制度があります。今の時点でユウジさんが利用条件に当てはまるものはありませんが、参考までに資料をお渡ししておきますね」と別のリーフレットを差し出した(221～223頁参照)。

高額療養費制度、限度額適用認定証、傷病手当金について、明日会社に電話をし、必要な手続きなどを確認することにした。

申請主義

自分で調べて申請の手続きをしないと
制度は利用できない

「説明は以上になりますが、何かご質問やわかりづらい点など
はありますか?」

サキが「質問してもいいですか?」と反応した。

「今日教えてくださった社会保障制度って、住んでいるところ
の市役所が『あなたはこの制度が使えますよ』と郵便とかで知
らせてくれたりするんでしょうか? ユウジの場合は今日、井上さ
さんがていねいに教えてくださったからよかったですけど。制度
を知らなければ、利用できないものもあったんじゃないかなと
思ったんです」

井上さんはあごに手を当て、少し間を置き、こう言った。

「残念ですが、市役所から『あなたはこの制度が使えますよ』と

お知らせしてくれることはほとんどありません。日本の社会保障制度は、**申請主義**^{しんせいしゅぎ}と言って、自分で制度を調べて、条件に当てはまるか理解し、必要な書類を準備して申請手続きをしないと利用ができないんです。サキさんのおっしゃる通り、社会保障制度と一言で言っても、いろいろな制度があるので、知らなかったことが理由で利用ができない人は、たくさんいるのではないかと思います」

「そうなんです。申請主義という言葉、はじめて聞きました。ちなみに、井上さんのように、社会保障制度について教えてくれたり、相談に乗ってくれたりするソーシャルワーカーの方は、病院には必ずいらっしゃるものなんでしょうか？ 病院以外だとどういったところで会えるんですか？」

井上さんに熱心に質問をするサキにユウジは内心、舌を巻くとともに、サキに心配をかけているのだらうなと思い、申し訳なさを感じた。

「ソーシャルワーカーは、すべての病院に必ずいるわけではないのですが、いる病院は増えています。病院にソーシャルワーカーがいるか確認したい場合は、受付に『医療ソーシャルワーカー、福祉のことを相談できる人はいますか？』と聞いていただければと思います。そして、病院以外のどういったところにソーシャルワーカーがいるのかというご質問については、このリーフレット(コラム1・26～27頁参照)をよければご覧ください」

そう言い、井上さんはリーフレットをサキに手渡した。

「ありがとうございます。読んでみます」

時計を見ると夕食の時間が迫っていた。自分が利用できる社会保障制度があることがわかり、ユウジは安堵し、リハビリをがんばり、早く仕事に復帰しようと前向きな気持ちになれた。サキも安心した様子で、「リハビリ、がんばらなきゃだね」と笑顔でユウジに声をかけた。

ユウジは、サキがパンフレットを見つけてきてくれなければ、井上さんに相談することはなかったかもしれないと思った。ユウジを心配し行動してくれたサキに感謝の気持ちがあふれた。車イスに乗りながら、横にいるサキに「ありがとう」とつぶやいた。サキは驚いたように目を見開いてから、少し笑った。

高額療養費制度／限度額適用認定証

概要

1ヵ月に病院や薬局に支払った医療費が、上限金額を超えた場合、超えた分の金額が戻ってくる制度

内容

- 上限金額は年齢と所得によって異なります。
- 加入している公的な医療保険の窓口で「限度額適用認定証」を申請し、病院や薬局に提示すると、医療費の支払いが「上限金額」までになります。
- 予防接種代、入院時の食事代・個室代、検診代、文書料などや、交通事故による病気やケガの場合などは、高額療養費制度の対象になりません。

条件

公的な医療保険に入っている人であれば、誰でも利用できます。

窓口

加入している公的な医療保険の窓口

窓口の探し方

保険証に記載されています。

傷病手当金

概要

病気やケガで仕事を休み、会社から給料が払われない場合に決まった金額が支払われる制度

内容

- 金額：欠勤1日につき、給料を日割りにした金額の2/3
- 期間：会社を休んだ日が連続して3日あったうえで、4日目以降休んだ日から休んだ期間の合計1年6ヵ月まで受け取ることができる

条件

- 公的な医療保険に加入していること
(国民健康保険に加入している人は利用ができないので注意)
- 仕事や通勤が原因となった病気やケガの場合は傷病手当金ではなく、労災保険(168頁参照)の対象になります。

窓口

加入している公的な医療保険の窓口

窓口の探し方

保険証に記載されています。

乳幼児等医療費助成制度

(子ども医療費助成制度などと呼ぶ市区町村もあります)

-
- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 概要 | 子どもにかかる医療費の全額、または一部を補助してくれる制度 |
|-----------|-------------------------------|
-
- | | |
|-----------|---|
| 内容 | 病院や薬局に支払う医療費の金額が安くなったり、無料になります。
(具体的な内容は、市区町村ごとに異なります) |
|-----------|---|
-
- | | |
|-----------|----------------------------|
| 条件 | 子どもの年齢などの条件は、市区町村ごとに異なります。 |
|-----------|----------------------------|
-
- | | |
|-----------|--|
| 窓口 | 住んでいる市区町村の子育てに関係する課で「乳幼児等医療費助成制度」の申請を行います。 |
|-----------|--|
-
- | | |
|---------------|---|
| 窓口の探し方 | 住んでいる市区町村の子育てに関係する課に尋ねるか、インターネットで調べる場合は「乳幼児等医療費助成制度+住んでいる市区町村名」で検索してください。 |
|---------------|---|
-

ソーシャルワーカーって どんな人？

ソーシャルワーカーというのは、生活に困っていたり、悩んでいたりする人の相談に乗り、困りごとや悩みごとの解決をお手伝いする職業です（本エピソードに登場した井上さんは、病院にいるため、医療ソーシャルワーカーと名乗っています）。

体調が悪かったり、気分が落ち込んでいたり、仕事で忙しかったり、いろいろな理由で、自分ひとりで社会保障制度を調べたり、申請手続きをすることは、とても大変なことです。そんなとき、自分が利用できる社会保障制度を一緒に調べてくれたり、教えてくれたりするソーシャルワーカーという存在がいることを覚えておいてください。

ソーシャルワーカーの多くは、社会福祉士や精神保健福祉士と呼ばれる福祉の国家資格を有し、社会保障制度の知識をもち、困りごとや悩みごとが解決できるように一緒に考えたり、アドバイスをしたりします。

column 1

多くの学校には、子どもたちや保護者をサポートする、スクールソーシャルワーカーという呼び名のソーシャルワーカーがいます。スクールソーシャルワーカーは、配置型と言って学校にいる場合もあれば、派遣型と言って必要なときに学校に訪ねてくる場合もあります。

そのほか、ソーシャルワーカーは巻末の「代表的な相談窓口について(219頁)」で紹介をした相談窓口や病院、福祉サービスを提供する会社、NPOなどにいます。刑務所で罪を犯した人の社会復帰のサポートをするソーシャルワーカーもいます。

社会保障制度を利用するのは、この社会で暮らす人の権利です。「うまく活用しよう」というふうに考えて、自分がよりよく生きていくために必要な制度を利用する——そんな気持ちで、ぜひソーシャルワーカーや相談窓口にアクセスしてほしいと思います。